

与論町持続可能な観光地域づくり財源検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 与論町が有する貴重な自然・文化・人々の暮らし等、貴重な地域資源の保全・継承を図るとともに、それらを活用した魅力的で持続可能な観光地経営を実現するために必要な安定的な財源を確保するため、町長の諮問を審議する「与論町持続可能な観光地域づくり財源検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項を調査審議し、その結果を町長に答申する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者について、町長が任命する。

- (1) 有識者
- (2) 地元関係事業者/団体
- (3) 与論町副町長
- (4) その他、町長が特に必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、委員長が議事を進行する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない場合は、委任状を付与して代理者を会議に出席させることができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係する事業者等を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月27日より施行する。